

**公告**

県営木曽日義地区土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、同法第88条第4項の規定による木曽町長との協議の前に、次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条の2第9項の規定により、この変更計画の概要に意見のある者は、知事に対し意見書を提出できます。

令和7年9月29日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営木曽日義地区土地改良事業変更計画概要書の写し

2 縦覧の期間

令和7年9月30日から令和7年10月20日まで

3 縦覧の場所

長野県農政部農地整備課ウェブサイト

4 意見書の提出方法

縦覧期間満了までに、長野県木曽地域振興局農地整備課あて書面で提出してください。

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和7年9月29日

長野県佐久建設事務所長 井出 圭一

1 許可番号

令和7年3月26日 長野県佐久建設事務所指令6佐建第73-16号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡御代田町大字御代田字大久保2586-1、2586-2、2586-4

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北佐久郡軽井沢町軽井沢東246

株式会社タカラクリエイト 代表取締役 上村 康浩

都市・まちづくり課